# 公務員の労働基本権

職員の区分			適用法律	団結権	協約締結権	争議権
国家公務員	一般職	非現業職員	国公法	○ (108条の2) ただし、警察 職員、海上保 安庁職員、刑事 施設職員、入国 警備官×	×(108条の5)	× (98条)
		国有林野及び特 定独立行政法人 の職員	特労法 (労組法・労基法)	〇 (4条)	○ (8条)	× (17条)
	特別職	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 (国公法を準用)	○ 国公法 108条の2	× 国公法 108条の5	×国公法 98条
		国会職員	国会職員法	○ (18条の2)	× (18条の2)	× (18条 の2)
		防衛省職員	自衛隊法	× (64条)	× (64条)	× (64条)
地方公務員	一般職	非現業職員	地公法 (労基法)	○ (52 条) ただし、警察 職員及び消防 職員 ×	× (55条) ただし、法令・条 例等に抵触しない 範囲での書面協定 は締結できる。	× (37 条)
		現業及び地方 特定独法職員	地公労法 (労組法、労調法 労基法	〇(5条)	〇 (7条)	× (11 条)
		単純労務職員	地公労法(準用) 地公法、労組法 労調法、労基法	〇(5条)	○ (7条)	× (11 条)

注) 1 ○印は権利が認められているもの、×印は禁止されているものを示す。

<sup>2</sup> 適用法律欄の括弧書きは、併せて適用される法律を示す。

## (現行制度の根拠法令)

〇国家公務員法 (昭 22.10.21 法 120) (抄)

(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)

第九十八条 (第1項 略)

- ② 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。
- ③ 職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

(職員団体)

- **第百八条の二** この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。
- ② 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。
- ③ 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。
- ④ 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事院規則で定める。
- ⑤ 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ること を目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(交渉)

- **第百八条の五** 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
- ② 職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
- ③ 国の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- ④ 職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる 当局とする。
- ⑤ 交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。
- ⑥ 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。
- ⑦ 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国 の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。
- 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。
- **⑨** 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。
- 第百十条 左の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
  - **十七** 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

### 〇地方公務員法 (昭 25.12.13 法 261) (抄)

(争議行為等の禁止)

- 第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の 争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人 も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。
- 2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令 又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇 用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

### (職員団体)

- **第五十二条** この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として 組織する団体又はその連合体をいう。
- 2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。
- 3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。
- 4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。
- 5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

#### (交渉)

- 第五十五条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件 に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の 申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
- 2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
- 3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- **4** 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。
- 5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。
- 6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を 当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。
- 7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなったとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地 方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、これを打ち切ることができる。
- 8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。
- 9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。
- 10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。
- **11** 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は 意見を申し出る自由を否定されてはならない。

〇特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭 23.12.20 法 257)(抄)

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 特定独立行政法人 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。
  - 二 国有林野事業 国有林野事業(国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。)及 びこれに附帯する事業をいう。
  - 三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社を いう。
  - 四 職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

(職員の団結権)

- **第四条** 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。
- 2 委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という。)について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。
- 3 前項の規定による委員会の事務の処理には、委員会の公益を代表する委員のみが参与する。
- **4** 特定独立行政法人等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。
- 5 前条第二項及び第三項の規定は、第三項に規定する事務の処理について準用する。

(団体交渉の範囲)

- **第八条** 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、特定独立行政法人等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。
  - 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
  - 二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
  - 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

- **第十六条** 国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。また、国会によつて所定の行為がされるまでは、そのような協定に基づいていかなる資金といえども支出してはならない。
- 2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

(争議行為の禁止)

- **第十七条** 職員及び組合は、特定独立行政法人等に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。
- 2 特定独立行政法人等は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七条に違反した職員の身分)

第十八条 前条の規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする。

(委員会の裁定)

**第三十五条** 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

- 2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その 事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。
- 3 政府は、国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が 実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業 の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

## 〇地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭27.7.31法289)(抄)

(定義)

- **第三条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 地方公営企業 次に掲げる事業 (これに附帯する事業を含む。) を行う地方公共団体が経営する企業 をいう。
    - イ 鉄道事業
    - 口 軌道事業
    - ハ 自動車運送事業
    - 二 電気事業
    - ホ ガス事業
    - へ 水道事業
    - ト 工業用水道事業
    - チ イからトまでの事業のほか、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第三項の 規定に基づく条例又は規約の定めるところにより同法第四章の規定が適用される企業
  - 二 特定地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する 特定地方独立行政法人をいう。
  - 三 地方公営企業等 地方公営企業及び特定地方独立行政法人をいう。
  - 四 職員 地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。

(職員の団結権)

- **第五条** 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。
- 2 労働委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「組合」という。)について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。
- 3 地方公営企業等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を労働委員会に通知しなければならない。

(団体交渉の範囲)

- **第七条** 第十三条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。
  - 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
  - 二 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
  - 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

(争議行為の禁止)

- **第十一条** 職員及び組合は、地方公営企業等に対して同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する 一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行 為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。
- 2 地方公営企業等は、作業所閉鎖をしてはならない。

## 〇裁判所職員臨時措置法 (昭 26.12.6 法 299) (抄)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定のあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二十九条第五項及び第三十八条第四号の規定を除く。)中「人事院」、「内閣総理大臣」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。)」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法(第一条から第三条まで、第四条から第二十六条まで、第二十八条、第五十五条、第六十 三条第二項、第六十四条第二項、第六十七条、第七十二条第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百 三条第九項及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二か ら第八十一条の六までの規定を除く。)

### 〇国会職員法 (昭 22.4.30 法 85) (抄)

- **第十八条の二** 国会職員は、組合又はその連合体(以下本条中「組合」という。)を結成し、若しくは結成 せず、又はこれらに加入し、若しくは加入しないことができる。国会職員は、これらの組織を通じて、代 表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に関し、及びその他社交的厚生的活動を含む適法な目的のため、 当局と交渉することができる。但し、この交渉は、当局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。 すべて国会職員は、国会職員の組合に属していないという理由で、不満を表明し、又は意見を申し出る自 由を否定されてはならない。
- ② 国会職員は、前項の組合について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと若しくはこれ に加入しようとしたこと又はその組合における正当な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。
- ③ 国会職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は国会の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。
- ④ 国会職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、当局に対し、法令に基いて保有する任命上又は雇用上の権利を以て、対抗することができない。
- ⑤ 国会職員が当局と交渉する場合の手続その他組合に関し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを 定める。

### 〇自衛隊法 (昭 29.6.9 法 165) (抄)

(団体の結成等の禁止)

- 第六十四条 隊員は、勤務条件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- 2 隊員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしては ならない。
- 3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動してはならない。
- **4** 前三項の規定に違反する行為をした隊員は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて対抗することができない。

### 〇出入国管理及び難民認定法(昭 26.10.4 政令 319)(抄)

(入国警備官)

- 第六十一条の三の二 入国者収容所及び地方入国管理局に、入国警備官を置く。
- 2 入国警備官は、左の事務を行う。
  - 一 入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること。
  - 二 収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること
  - 三 入国者収容所、収容場その他の施設を警備すること。
- 3 前条第三項の規定は、入国警備官に準用する。

- 4 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の規定の適用については、警察職員とする。
- 5 入国警備官の階級は、国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)に基づく職務 の分類が定められるまでは、別に政令で定める。